

# 参 考 资 料

11

12

13

14



# 1. 水質汚濁に係る環境基準について（抜粋）

（環境庁告示59号）  
昭和46年12月28日

## （内 容）

公害対策基本法第9条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境（同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）を次のように定める。

### 第一、環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

#### 1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

#### 2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（昭和46年政令第159号）の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が閣議の了解を得て行ない、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行なうものとする。

別表 1

項目	カドミウム	シアン	有機磷	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	アルキル 水銀	PCB
基準値	0.01ppm 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。	0.1ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出され ないこと。	検出され ないこと。
測定 方法	日本工業 規格 K0102 (以下こ の表、別 表2及び 附表2に おいて 「規格」 という) 40に掲 げる方法。	規格29, 1,2及び 29,3に 掲げる方 法。	規格23 に掲げる 方法(た だし、メ チルジメ ントンに ついては 薄層クロ マトーモ リブデナ ム青法)	規格39 に掲げる 方法。	規格51, 2に掲げ る方法。	規格48 に掲げる 方法。	原子吸光 光度法。	ガスクロ マトグラ フ法及び 薄層クロ マトグラ フ分離— 原子吸光 光度法の 両方法。	ガスクロ マトグラ フ法。
<p>備 考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については中間平均値とする。</li> <li>2. 有機磷とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメントン及びE.P.Nをいう。</li> <li>3. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合においてその結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。        なお、アルキル水銀の項目については、ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離—原子吸光光度法の両方法によってアルキル水銀を検出した場合以外の場合をいうものとする。</li> <li>4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001ppm以下とする。</li> <li>5. 薄層クロマトーモリブデナム青法とは、附表1に掲げる方法をいう。</li> <li>6. 原子吸光光度法とは、附表2に掲げる方法をいう。</li> <li>7. ガスクロマトグラフ法及び薄層クロマトグラフ分離—原子吸光光度法とは、それぞれ附表3に掲げる方法をいう。</li> </ol>									

MPN (最確数)

別表 2

1. 河 川

(1) 河川 (湖沼を除く)

(単位: ppm)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				大腸菌群数	該当水域
		pH	BOD	SS	DO		
AA	水道 1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	25以下	7.5以上	<del>50MPN</del> 100ミリリットル以下	別に閣議決定により水域類型ごとに指定する水域
A	水道 2級 水産 1級 およびB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2以下	25以下	7.5以上	<del>1000</del> <del>50MPN</del> 100ミリリットル以下	
B	水道 3級 水産 2級 およびC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	25以下	5以上	<del>5000</del> <del>50MPN</del> 100ミリリットル以下	
C	水産 3級 工業用水 1級 およびD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	50以下	5以上		
D	工業用水 2級 農業用水 およびEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8以下	100以下	2以上		
E	工業用水 3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2以上		
測定方法		規格8に掲げる方法	規格16に掲げる方法	規格10.2.1に掲げる方法	規格24に掲げる方法	最確数による定量法	

備 考

1. 基準値は、日間平均とする (湖沼、海域もこれに準ずる。)
2. 農業用利水点については、pH 6.0以上7.5以下、DO 5 ppm 以上とする (湖沼もこれに準ずる。)

## 2. 湖 沼

(天然湖沼および貯水量 1,000 万平方メートル以上の人口湖)

(単位: ppm)

項目 類型	利用目的の適用性	基 準 値					該当水域
		pH	COD	SS	DO	大腸菌群数	
AA	水道 1級 水産 1級 自然環境保全およびA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1以下	1以下	7.5以上	50MPN/ 100ml 以下	別に閣議 決定によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道 2,3級 水産 2級 水浴 およびB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3以下	5以下	7.5以上	1,000MPN/ 100ml 以下	
B	水産 3級 工業用水 1級 農業用水 およびCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5以下	15以下	5以上		
C	工業用水 2級 環境保全	6.0以上 8.0以下	8以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと	2以上		
測定方法		規格8に 掲げる方 法	規格13に 掲げる方 法	規格10. 2.1に掲 げる方法	規格24に 掲げる方 法	最確数による定 量法	

### 備 考

水産1級, 水産2級および水産3級については, 当分の間, SSの項目の基準値は適用しない。

3. 海 域

(単位： ppm)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値					該当水域
		pH	COD	DO	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2以下	7.5以上	1,000MPN/ 100ml 以下	検出されな いこと	別に閣議 決定によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3以下	5以上		検出されな いこと	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8以下	2以上			
測 定 方 法		規格8に 掲げる方 法	規格13に 掲げる方 法 (ただし、 B類型の工 業用水およ び水産2級 のうちノリ 養殖の利水 点における 測定方法は アルカリ性 法)	規格24に 掲げる方 法	最確数による 定量法	n-ヘキサ ン抽出法	

2. 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準の水域類型

(1) 河 川

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
多摩川中流（拝島橋から調布堰まで）	C	ハ	45. 9. 1	45.9.1 閣議決定
多摩川下流（調布堰より下流）	D	ハ	4 <del>5</del> <sup>5</sup> . 9. 1	"
鶴見川上流（烏山川合流点より上流）	D	ハ	4 <del>5</del> <sup>5</sup> . 9. 1	"
鶴見川下流（烏山川合流点より下流）	E	ハ	45. 9. 1	"
入江川（全域）	E	ハ	47. 3.31	県告示第403号
滝の川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
帷子川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
大岡川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
官 川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
待従川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
鷹取川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
平作川（全域）	E	ハ	47. 3.31	"
下山川（全域）	E	ロ	47. 3.17	県告示第250号
森戸川（河口が葉山町に係るものの全域）	E	ハ	47. 3.31	県告示第403号
田越川（全域）	E	ハ	47. 3.17	県告示第250号
滑 川（全域）	E	ハ	47. 3.17	"
神戸川（全域）	E	ハ	47. 3.17	"
境 川（全域）	D	ハ	47. 3.17	"
引地川（全域）	D	ハ	47. 3.17	"
相模川上流(2)（柄杓流川合流点から相模湖大橋（相模ダム）まで）	A	ハ	48. 3.31	環境庁告示第21号
相模川上流(3)（相模湖大橋（相模ダム）から城山ダムまで）	A	ハ	48. 3.31	"
相模川中流（城山ダムから寒川取水堰まで）	A	ロ	45. 9. 1	45.9.1 閣議決定
相模川下流（寒川取水堰より下流）	C	イ	48. 3.31	環境庁告示第21号
金目川上流（土屋橋の上流端から上流の区域）	A	ハ	47. 3.17	県告示第250号
金目川下流（土屋橋の上流端から下流の区域）	C	ハ	47. 3.17	"
葛 川（全域）	C	ハ	47. 3.17	"



水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
中村川	C	ハ	47. 3.17	県告示第250号
森戸川(河口が小田原市に係るものの全域)	D	ハ	47. 3.17	"
酒匂川上流(飯泉取水堰から上流の区域)	A	ロ	47. 3.17	"
山王川(全域)	E	ハ	47. 3.17	"
早 川(全域)	A	ハ	47. 3.17	"
新崎川(全域)	B	ハ	47. 3.17	"
千歳川(全域)	B	ハ	47. 3.17	"

(2) 湖 沼

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
芦の湖(全域)	湖沼A A	ハ	48. 3.30	県告示第281号

(3) 海 域

水 域	水域類型	達成期間	指定年月日	備 考
東京湾 (1)	海域 C	イ	46. 5.25	46.5.25閣議決定
" (2)	" C	イ	"	"
" (3)	" C	ロ	"	"
" (4)	" C	イ	"	"
" (5)	" C	イ	"	"
" (6)	" C	イ	"	"
" (7)	" C	イ	"	"
" (8)	" C	イ	"	"
" (9)	" B	ハ	"	"
" (10)	" B	ロ	"	"
" (11)	" B	ロ	"	"
" (12)	" B	イ	"	"
" (13)	" B	ロ	"	"
" (14)	" B	ロ	"	"
" (15)	" B	ロ	"	"
" (16)	" A	ロ	"	"
" (17)	" A	イ	"	"

(注) 達成期間は、次のとおりである。

1. 「イ」は、直ちに達成
2. 「ロ」は、5年以内で可及的すみやかに達成
3. 「ハ」は、5年を越える期間で可及的すみやかに達成

3. 測定地点及び調査機関

(1) 河 川

河 川 名	番 号	測 定 点	調 査 機 関	備 考	
多摩川	1	大 師 橋	建 設 省	※	
	2	六 郷 橋	"		
	3	カ ス 橋	川 崎 市		
	4	丸 子 橋	"		
	5	二 子 橋	建 設 省		
	6	多 摩 水 道 橋	"		
	7	多 摩 河 原 橋	"	×	
平瀬川	8	平 瀬 橋	川 崎 市		
鶴見川	9	臨 港 鶴 見 橋	建 設 省	※	
	10	末 吉 橋	"		
	11	大 綱 橋	"	※	
	12	亀 の 子 橋	"	※	
	13	千 代 橋	横 浜 市		
	矢上川	14	一 本 橋	"	
早淵川	15	峯 大 橋	"		
入江川	16	入 江 橋	"	※	
滝の川	17	境 橋	"	※	
帷子川	18	水 道 橋	"	※	
大岡川	19	清 水 橋	"	※	
平作川	20	夫 婦 橋	横 須 賀 市	※	
鷹取川	21	追 浜 橋	"	※	
境 川	22	境 川 橋	神 奈 川 県	※	
	23	大 道 橋	"		
	24	高 鎌 橋	"		
	25	鶴 間 橋	"		
	26	境 橋	相 模 原 市		
柏尾川	27	川 名 橋	神 奈 川 県		
引地川	28	富 士 見 橋	藤 沢 市	※	
	29	石 川 橋	"		
相模川	30	馬 入 橋	建 設 省	※	
	31	寒 川 取 水 堰	神 奈 川 県	※	
	32	相 模 大 橋	"		
	33	昭 和 橋	"		
	34	小 倉 橋	"		
	小鮎川	35	第 二 鮎 津 橋	"	
	中津川	36	第 一 鮎 津 橋	"	
	鳩 川	37	ま ぶ ね 橋	"	
新玉川	38	本 川 合 流 前	"		

河川名	番号	測定点	調査機関	備考	
	目久尻川	39	本川合流前	神奈川県	
	小出川	40	本川合流前	"	
金目川		41	花水橋	"	※
		42	小田急鉄橋	"	※
森戸川		43	親木橋	"	※
		44	万石橋	"	
山王川		45	山王橋	"	※
		46	足柄小学校前	"	
酒匂川		47	飯泉橋	"	※
		48	厚木小田原線橋	"	
		49	報徳橋	"	
		50	十文字橋	"	
	狩川	51	狩川橋	"	
早川	52	早川橋	"	※	
千歳川	53	河口(千歳橋)	"	※	
新崎川	54	河口(吉浜橋)	"	※	
中村川	55	河口(押切橋)	"	※	
葛川	56	河口(不動川合流後)	"	※	
神戸川	57	河口(神戸橋)	"	※	
滑川	58	河口(滑川橋)	"	※	
田越川	59	河口(渚橋)	"	※	
下山川	60	河口(下山橋)	"	※	
森戸川	61	河口(森戸橋)	"	※	
宮川	62	瀬戸橋	横浜市	※	
待徒川	63	平潟橋	"	※	

(2) 相模湖・津久井湖

水域名	番号	測定点	調査機関	備考
相模湖	1	境川橋	神奈川県	※
	2	日連大橋	"	
	3	勝瀬橋右岸と相模湖電報電話局を結んだ線の中央。	"	
	4	遊覧船さん橋延長 0.25Kmの地点	"	
	5	相模湖大橋	"	FD ※
津久井湖	1	沼本ダム	"	※

水 域 名	番 号	測 定 点	調 査 機 関	備 考
	2	名 手 橋	神 奈 川 県	
	3	三井大橋右岸と津久井老人保養所を結んだ線の中央。	"	トル ※
	4	新 道 志 橋	"	

(3) 芦 の 湖

水 域 名	番 号	測 定 点	調 査 機 関	備 考
芦 の 湖	1	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から0.6 Kmの地点。	神 奈 川 県	※
	2	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から3.4 Kmの地点。	"	※
	3	逆川口とトリカブトを結んだ線の逆川口側から5.2 Kmの地点。	"	※
	4	弁天の鼻と水石を結んだ線の弁天，鼻側から0.6 Kmの地点。	"	※

(注) ※印 — 環境基準点

## (4) 海 域

番 号	測 定 点	調査機関	備 考
1	E 139° 47' 55" N 35° 30' 30"	川 崎 市	※
2	E 139° 47' 56" N 35° 28' 50"	"	※
3	E 139° 45' 24" N 35° 30' 4"	"	※
4	E 139° 44' 50" N 35° 28' 40"	"	※
5	E 139° 43' 28" N 35° 29' 19"	"	※
6	E 139° 45' 5" N 35° 27' 27"	"	※
7	E 139° 39' 1" N 35° 27' 25"	横 浜 市	※
8	E 139° 44' 56" N 35° 25' 4"	神 奈 川 県	※
9	E 139° 41' 28" N 35° 24' 0"	横 浜 市	※
10	E 139° 39' 4" N 35° 23' 28"	"	※
11	E 139° 39' 42" N 35° 20' 50"	"	※
12	E 139° 43' 30" N 35° 20' 50"	神 奈 川 県	※
13	E 139° 37' 48" N 35° 19' 28"	横 浜 市	※
14	E 139° 39' 6" N 35° 18' 44"	<del>横 須 賀 市</del> 神 奈 川 県	※
15	E 139° 45' 40" N 35° 16' 56"	神 奈 川 県	※
16	E 139° 42' 12" N 35° 16' 32"	横 須 賀 市	※
17	E 139° 43' 40" N 35° 14' 4"	"	※
18	E 139° 46' 0" N 35° 13' 28"	神 奈 川 県	※
19	E 139° 43' 20" N 35° 13' 13"	横 須 賀 市	※
20	E 139° 41' 19" N 35° 28' 22"	横 浜 市	※
21	E 139° 39' 42" N 35° 20' 0"	神 奈 川 県	

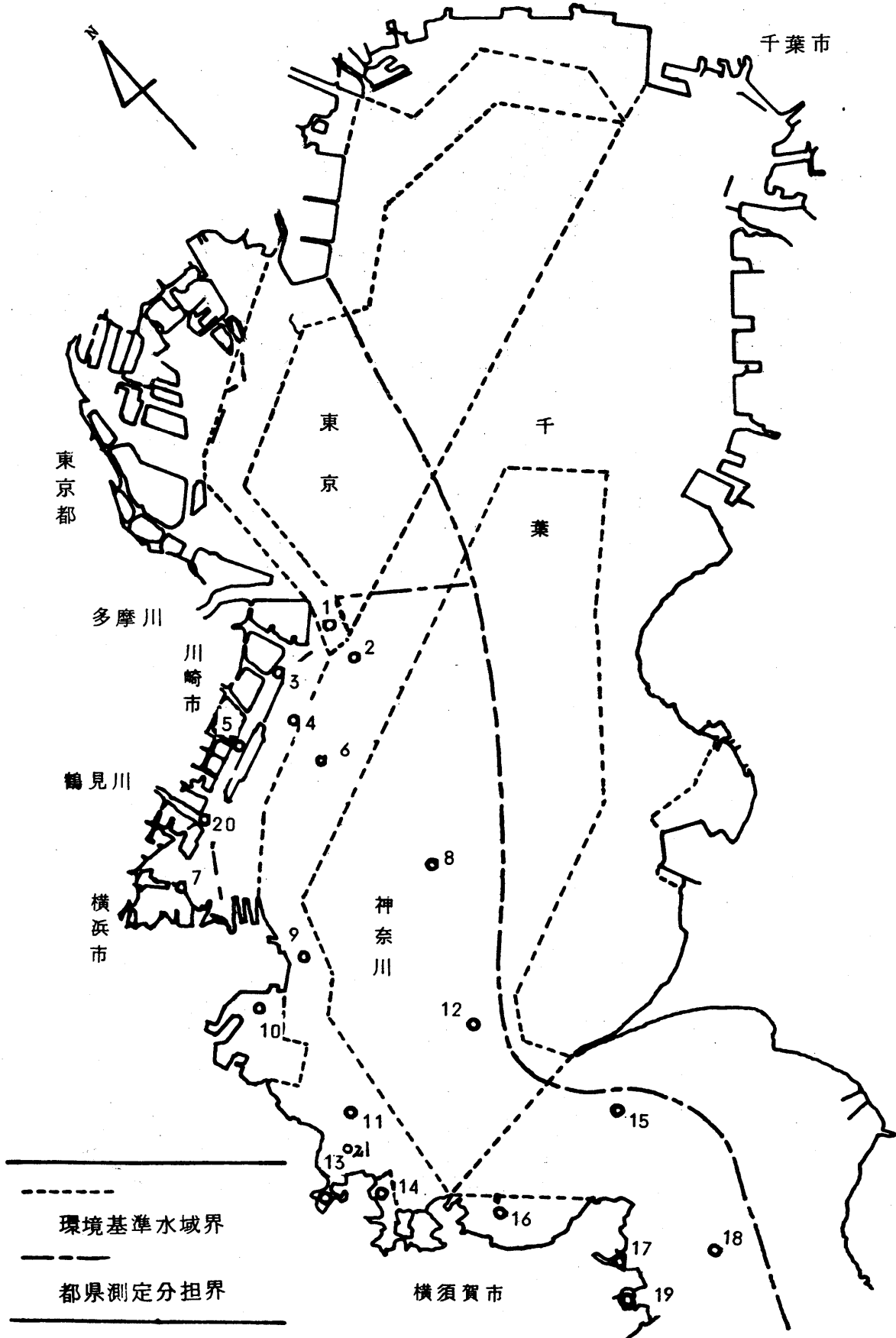
(注) ※印 — 環境基準点





# 5. 東京湾測定地点図

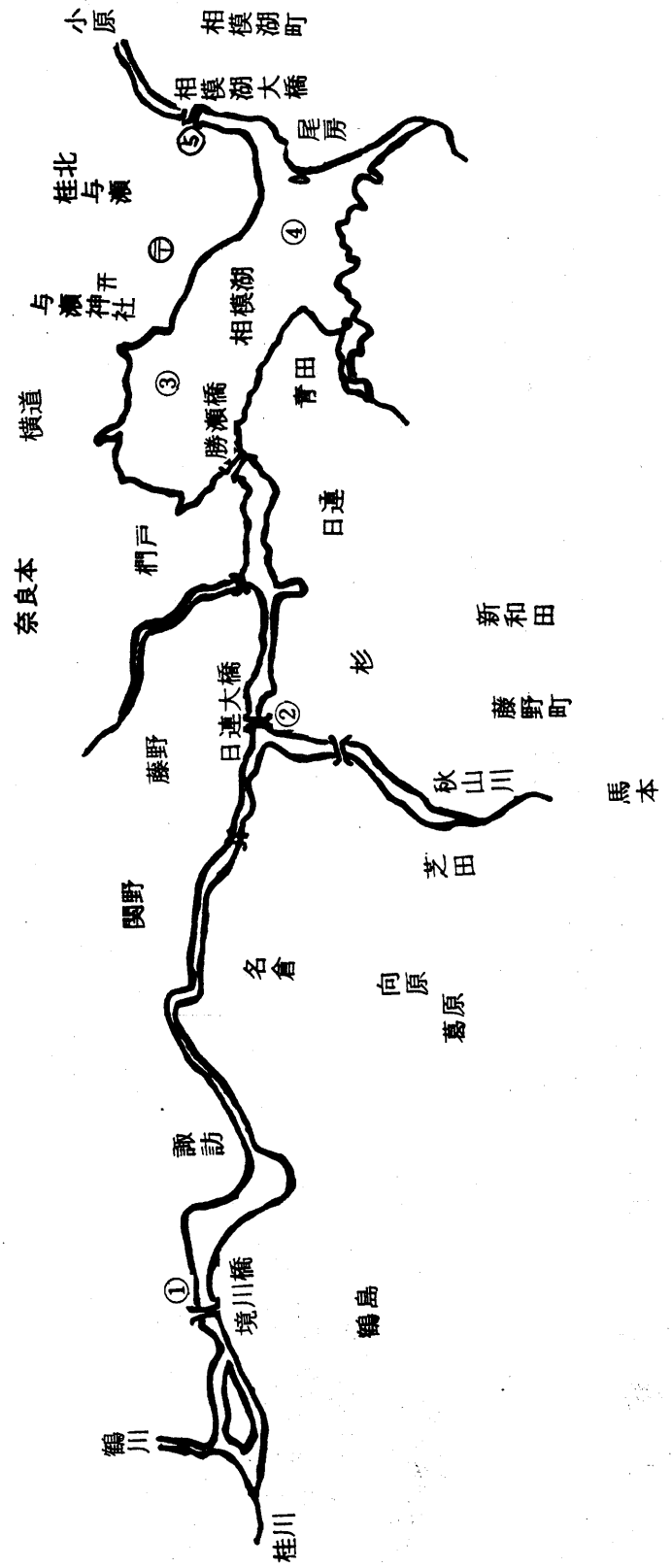
(神奈川県水質測定地点図その2)





# 6. 相模湖測定地点図

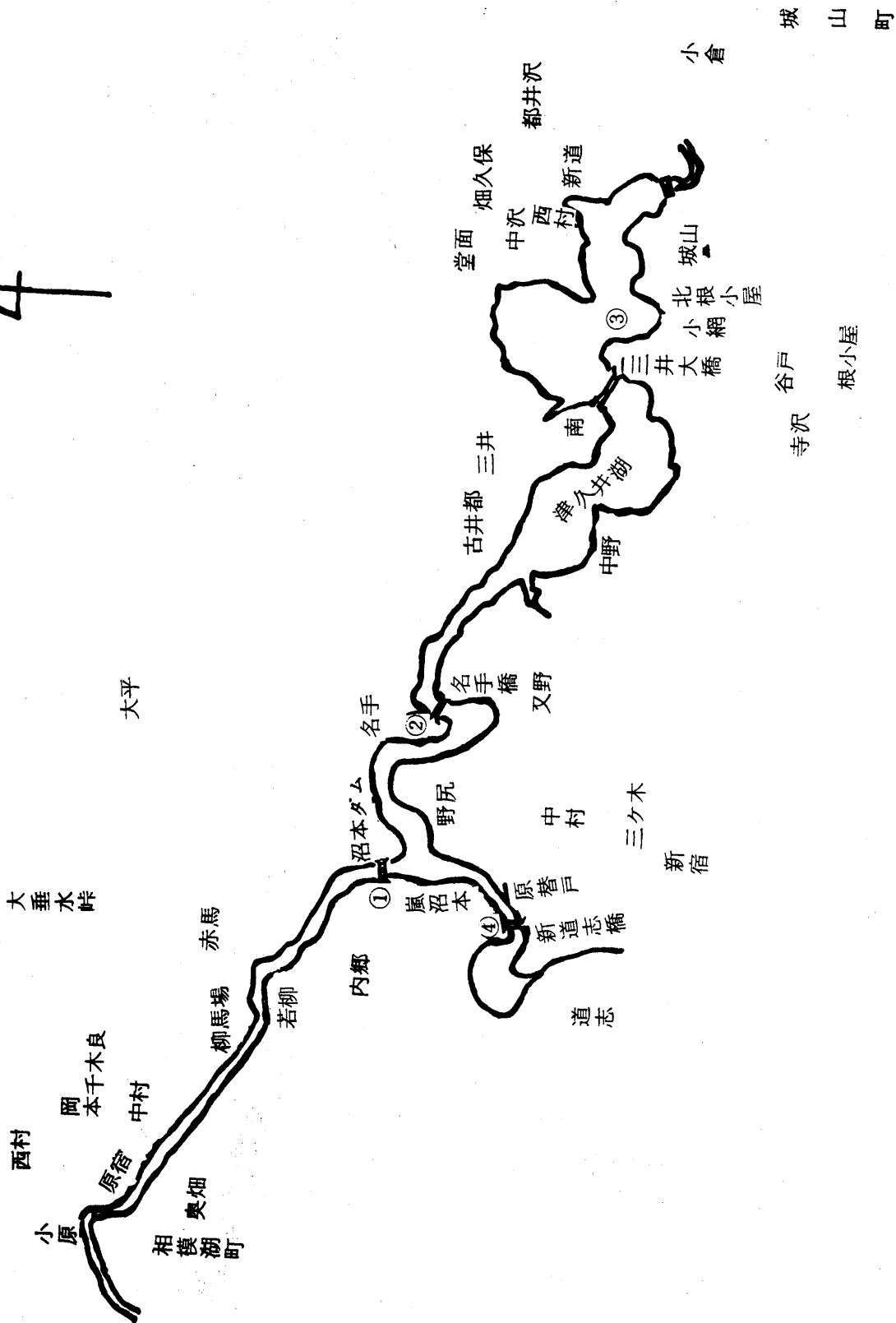
(神奈川県水質測定地点図その3)



# 7. 津久井湖測定地点図

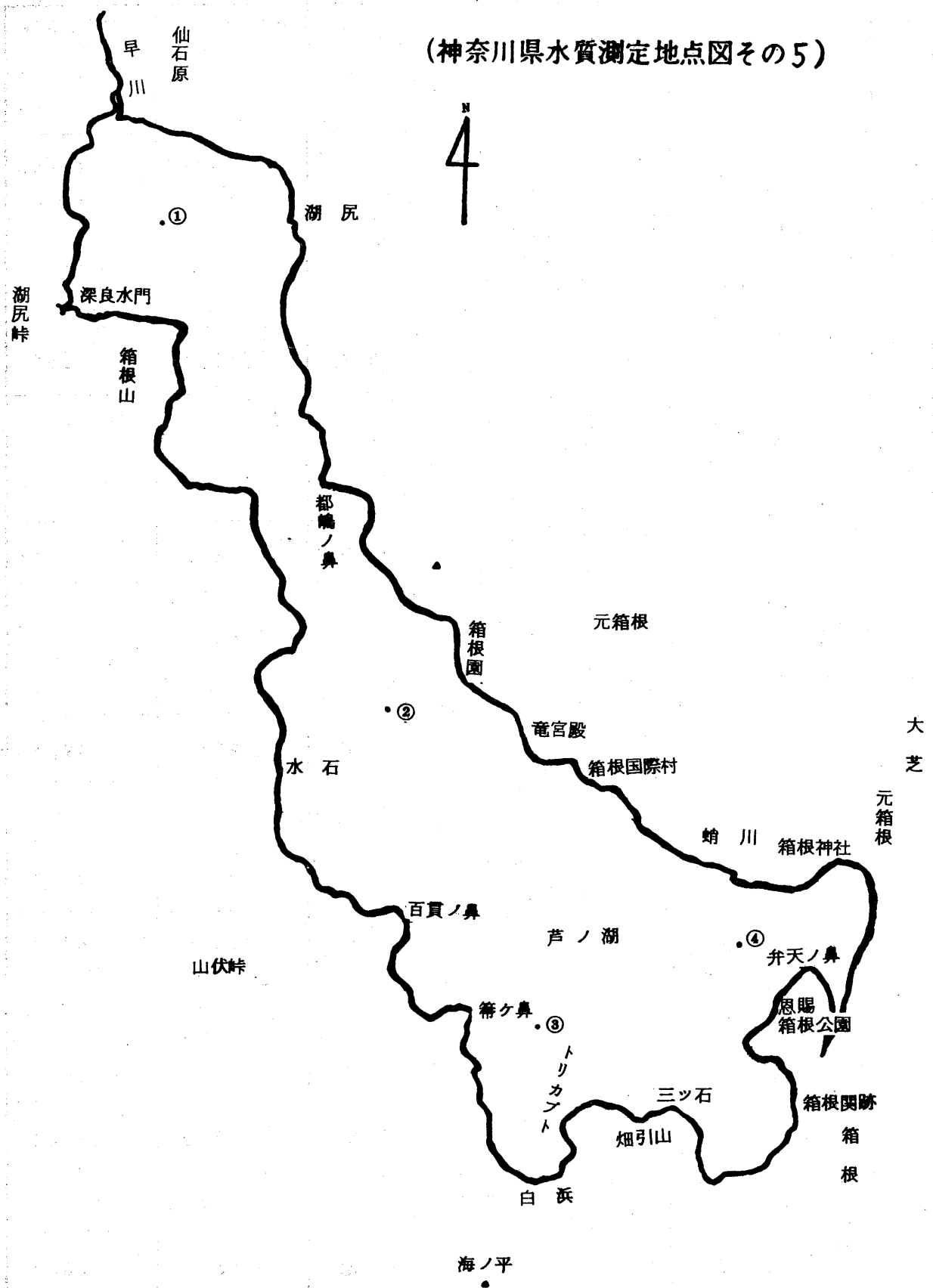
(神奈川県水質測定地点図その4)

N 4



# 8. 芦ノ湖測定地点図

(神奈川県水質測定地点図その5)



## 9 県内河川の概要

番号	河川名	水源	県内総延長 (Km)	県内流域面積 (Km <sup>2</sup> )
1	多摩川	秩父山塊	47.3	68.22
2	鶴見川	町田市丘陵地帯	75.035	189.33
3	入江川	横浜市鶴見区丘陵地帯	7.7 (入江川、足洗川、 入江川右支川の合計)	8.04
4	滝の川	横浜市神奈川区丘陵地帯	7.73	9.94
5	帷子川	横浜市旭区丘陵地帯	35.3	58.5
6	大岡川	横浜市港南区・磯子区丘陵地帯	25.4	34.96
7	待従川	横浜市金沢区丘陵地帯	2.4	4.40
8	宮川	横浜市金沢区丘陵地帯	6.42	9.14
9	平作川	三浦半島丘陵地帯	11.0	26.06
10	鷹取川	横須賀市丘陵地帯	2.0	2.30
11	境川	城山町丘陵地帯	98.3	192.33
12	引地川	大和市丘陵地帯	28.03	68.71
13	相模川	富士山	374.9	930.5
14	金目川	丹沢山塊東部	104.9	184.17
15	森戸川	大井町丘陵地帯	5.5	15.06
16	山王川	箱根山塊東部	9.5	29.0
17	酒匂川	富士山丹沢山塊西部	179.725	387.44
18	早川	芦の湖	29.4	107.4
19	千歳川	箱根山塊南部	13.47	20.51

流入海域	主要支派川	河川の利用状況
東京湾 (川崎市, 東京都)	平瀬川, 三沢川, 二ヶ領本川	工水, 上水, 漁業, かんがい
東京湾(横浜市)	矢上川, 早淵川, 烏山川, 恩田川	かんがい
東京湾(横浜市)	足洗川	
東京湾(横浜市)	反町川	
東京湾(横浜市)	今井川, 中堀川	
東京湾(横浜市)	日野川	
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
東京湾(平潟湾) (横浜市)		
浦賀水道 (横須賀市)		
東京湾(横須賀市)		
相模湾(藤沢市)	柏尾川, 小松川	かんがい
相模湾(藤沢市)	蓼川	かんがい
相模湾(平塚市)	小出川, 目久尻川, 玉川, 小鮎川, 中津川, 鳩川, 串川, 道志川, 秋山川	上水, 工水, 漁業, かんがい, 発電
相模湾(平塚市)	渋田川, 大根川, 室川, 水無川, 葛葉川	上水, かんがい
相模湾(小田原市)		かんがい
相模湾(小田原市)	久野川	かんがい
相模湾(小田原市)	狩川, 川音川, 鮎沢川, 河内川	上水, 漁業, かんがい, 発電
相模湾(小田原市)	須雲川	漁業, 上水, 発電
相模湾(湯河原町)		漁業, 上水

番号	河川名	水源	県内総延長 (Km)	県内流域面積 (Km <sup>2</sup> )
20	新崎川	箱根山塊南部	6.11	17.6
21	中村川	秦野市及び大井町	16.14	33.1
22	葛川	中井町丘陵地帯	12.6	29.84
23	神戸川	鎌倉市丘陵地帯	3.0	2.5
24	滑川	鎌倉市丘陵地帯	7.6	11.87
25	田越川	逗子市丘陵地帯	6.16	13.33
26	下山川	葉山町丘陵地帯	5.5	10.37
27	森戸川	逗子市丘陵地帯	2.0	6.97

#### 10. 県内湖沼の概要

番号	湖沼名	所在地	周囲 Km
1	相模湖	津久井郡相模湖町	11.0
2	津久井湖	津久井郡城山町，津久井町，相模湖町	22.5
3	芦ノ湖	足柄下郡箱根町	20.1

	流入海域	主要支派川	河川の利用状況
	相模湾(湯河原町)		上水
	相模湾(二宮町)	藤沢川	かんがい
	相模湾(大磯町)	不動川	かんがい
	相模湾(鎌倉市)		
)	相模湾(鎌倉市)		
	相模湾(逗子市)		
	相模湾(葉山町)		
	相模湾(逗子市)		

)	面積	最深部水深	貯水量	利水状況
	$\text{Km}^2$ 3.26	$m$ 45.0	$\text{万m}^3$ 4,820	発電, 上水, 漁業, 工水
	2.39	29.0	5,120	発電, 上水, 漁業, 工水
	6.84	43.5	17,100	発電, 漁業, 農業用水





